

電子申告にご協力をお願いします

マイナンバーについて

- ・個人の確定申告の時期となりました税務署に書類により申告書等を提出する際には、原則として、その申告書等に個人の方は個人番号（12桁）を記載する必要があります。
- ・上記に加えて、当事務所にご依頼いただき、書類により申告書等を提出する際には、お客様の番号確認書類として通知カード等のコピーを添付して提出する必要があります。
- ・しかしながら、電子申告で申告を行えば番号確認書類の添付提出は不要となります。

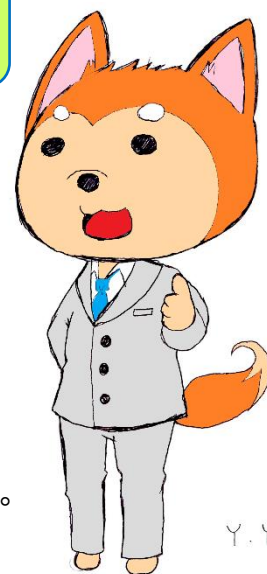
電子申告のメリット

- ・電子申告で所得税の申告を行えば、還付が早く行われます。
電子申告の場合、添付書類の省略制度があり、税務署に書類を提出する必要があるものが少なくなります。書類を郵送する必要が少ないため速やかに申告することができます。押印をいただく必要もありません。
- ・書類で申告書を出す場合、書類に不備がある場合、還付までに時間がかかることがあります。

世の中の流れでもあります

- ・法人についても、大法人は電子申告が義務化される予定です。
(平成32年4月1日以降、平成30年度税制改正大綱)
- ・大法人以外でもいずれは義務化される可能性があります。
- ・電子申告の運用が開始されて10年以上経過していますが、大きなトラブル等は起きておらず、当事務所の大半のお客様は電子申告にご協力いただいています。
- ・税務分野だけではなく、行政手続きの電子化は国として推進しています。民間においてもこの流れは同様です。

電子申告に
ご協力を！



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 豊橋市下地町字横山45番地1
TEL 0532-53-5333 FAX 0532-53-5118

(平成30年3月レターケース)